

特集

2

美容医療サービスの法的特徴と 問題点

高嶋 英弘 Takashima Hidehiro 京都産業大学法務研究科教授

専門は民法、消費者法、医事法。ロースクールで法律を教える。適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク理事長。現在、消費者法教育にも関心があり、研究会を立ち上げて研究を行う。



美容医療の現状

従来、美容医療は美容整形を中心に行われてきましたが、近時は、対象部位も術式も多様化しています。2017年1月現在、一般に実施されている美容医療として、二重まぶたの手術、鼻やフェイスラインの美容整形、フェイスリフト手術やヒアルロン酸注入法・ボツリヌス・トキシン注入法等による若返り術、レーザー等を用いた皮膚美容(ニキビやシミの除去など)、豊胸手術、脂肪吸引、脱毛、植毛、美白、包茎増大手術、婦人科形成(女性器の形を整える手術)、歯や歯茎の色・歯並びなどの美しさを改善する美容歯科など、多種多様です*1。このような多様化の背景のもとで、美容医療に関連する法的紛争は増加傾向にあり*2、医療機関の法的責任を問う裁判例も蓄積されつつあります*3。

このように美容医療は、現在社会的にも法的

にも重要なテーマになっていますが、この問題が医事法と消費者法という2つの専門分野にまたがっているため、従来は十分な検討がなされてきませんでした。「美容医療」という概念自体が必ずしも明確に定義されている訳ではありませんし、美容医療の特徴やこれに適用されるルールも十分検討されないままです。

このような状況に照らし、本稿では、美容医療の概念を明らかにしたうえで、その特徴と現行法における規制の概要を整理し、今後の展望を示します。

相談処理の際のポイント ①

どのようなサービスが美容医療として実施されているかを把握しておきましょう。

美容医療と一般の医療、 エステティックサービス

美容医療は、他の医療と比較して、いったいどの点に特徴があるのでしょうか。ここでは、美容医療と混同されることの多いエステティックサービス(以下、エステ)を含めて、それぞれの特徴を確認しておきましょう。

1) 一般の医療と美容医療の違い

まず、一般の医療は、「医学的適応性」(生命の維持や健康の維持・回復に必要であるという性質)を備えています。これに対し、美容医療

*1 日本美容外科学会(JSAS)のウェブサイト(<http://www.jsas.or.jp/contents/cosmetic-sergery.html>)、一般社団法人日本美容外科学会(JSAPS)のウェブサイト(<http://www.jsaps.com/surgery/>)には、現在用いられている美容医療サービスの種類および特徴が解説されている(2017年1月15日閲覧)。なお、2017年2月現在、「日本美容外科学会」という名称の学会は、上記の2つが存在することに注意。

*2 「平成27年版消費者白書」121ページ以下、232ページ以下参照。また、「平成28年版消費者白書」によれば、高齢者の危害情報のうち最も多いのが医療サービスの事案であり、特に女性については美容医療に関する事案が多いと報告されている。「平成28年版消費者白書」148ページ参照。
なお、PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことに寄せられた美容医療サービスの相談件数については、2015年度、2016年度に若干の減少が見られるが(http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/biyo.html)、その原因は、消費者被害防止に向けた試みが功を奏していると思われることに加え(「平成28年版消費者白書」240ページ)、2014年11月25日から美容医療サービスの一部が「再生医療等の安全性確保等に関する法律」による規制の対象になったことにあると考えられる。

*3 美容医療に関する従来の裁判例については、小田耕平「美容医療をめぐる判例」(『現代消費者法』26号(2015年))20ページ以下で詳しく分析されている。

はもっぱら美容を目的として行われますので、医学的適応性に欠けています。そこで、このように美容を目的としてなされる行為も、医療行為に含めるべきかが問題にされてきました*4。

医療行為の概念には争いがありますが、現在では、医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害をおよぼし、またはおよぼすおそれのある行為である、とされています*5。人体への危険を伴う行為が業として行われる場合、これを医師のコントロールのもとに置くことにより、人間の身体・生命・健康を保護する必要があるからです。したがって、もっぱら美容を目的とする行為であっても、人体への危険を伴う限り、医師法などにより規制される医療行為と評価されます。

例えば、美容を目的として実施される脱毛についても、人体への危険を伴う限り、医療行為として扱われるべきですし、裁判例にも、レーザー脱毛が医師法の適用対象となる医行為(医師法17条などに用いられている概念であり、医療行為とほぼ同義であると解されます)に該当すると判断された事例*6があります。

2) エステティックサービスと美容医療

エステティック(esthétique)とは、フランス語の「審美的」「美しい」という意味の単語ですが、わが国では、顔やからだのトリートメント、パック、マッサージ、脱毛、^{そうしん}瘦身、体型補正等の美容サービスを、広くエステと呼んでいます。

エステの多くは、人体に対する危険がないため医療行為には当たらず、医師免許がなくても実施することができます。しかし先に見たように、危険を伴う脱毛は医療行為に該当しますから、これを業として行う場合には、美容医療に属することになります*7。

以上をまとめますと、美容医療とは、美容を目的とし、かつ、身体に対する一定の危険を伴うサービスである、ということになります。

相談処理の際のポイント ②

相談事案が、美容医療なのかエステなのかを区別できるようにしましょう。ポイントは、人体への危険の有無です。

美容医療の特徴

1) 救命性が欠けていること

医療行為の一般的特徴としては、①身体に対する一定の危険を内在していること(これを医療行為の侵襲性といいます)、②健康の維持・回復ないし生命維持のため実施されること、が挙げられます。併せて、③医療行為は高度の専門性を有しており、一般人にはその意義と適否が容易に判断できないことも特徴のひとつです*8。美容医療についても①と③の特徴は共通していますが、先述のように、②については妥当しません。

一般の医療で一定の危険を伴う診療行為が許されているのは、診療を行うことで患者の救命や健康維持・回復という利益が認められるからです。これに対し、美容医療の利益は、もっぱら身体の審美性向上や患者の精神的満足にあり

*4 なお、形成外科の対象となる外傷・やけど等によって生じた変形の治療や、乳がん手術後になされる乳房再建、先天的な口唇口蓋裂の治療等は、生体本来の機能や外観を確立するという目的でなされる社会的適応のある行為であり、もっぱら美容を目的としてなされる美容医療とは区別されている。

*5 この定義は、医師法17条等に規定された「医行為」の概念(医療行為と同義であると解される)、およびその解釈を示す厚生労働省の通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(平成17年7月26日医政発第0726005号)に基づいている。

*6 レーザー脱毛は、「医学の専門知識及び技能がなければ、保健衛生上人体に危害を及ぼすおそれがあると認められるから、医行為に該当すると解される…」(東京地裁平成14年10月30日判決、『判例時報』1816号164ページ。本裁判例の評釈として、林弘正「いわゆるレーザー脱毛の営業に関し、医師法違反の違法性の意識を欠いたことに相当な理由があるとはいえないとされた事例」(『判例時報』1855号214ページ)。

*7 近時は、エステを提供する事業者と美容医療機関が提携して一体的な勧誘行為を行い、契約の締結に至る場合が少なくない。このような場合、顧客の意識としては、エステと美容医療を一体のものとして把握しがちであるといえる。

*8 医療契約の一般的特徴については、拙稿「医療契約の特質および構造と消費者保護」(『現代消費者法』26号(2015年))12ページ以下を参照。

ます。そのため、美容医療については、身体に対する危険を正当化する要素として、患者の同意が特に重要になります。美容医療について特にインフォームド・コンセント(十分に説明を受けたうえでの同意)が強調される理由のひとつはこの点にあります。

2) 緊急性が欠けていること

また、美容医療は、緊急性にも欠けています。一般の医療については、救命や健康回復のため緊急に治療を行う必要性が認められるケースが少なくありませんが、美容医療については治療を急ぐ必要はありません。そのため、緊急性を理由としてインフォームド・コンセントを省略する余地もありません*9。

相談処理の際のポイント ③

美容医療は緊急に実施する必要がありませんので、医師から十分な説明がなされ、消費者がその実施に明確な同意を与えたかどうかを確認しましょう。説明と同意の手続きがなされていない場合や不十分な場合には、契約を解消したり損害賠償を請求したりできる可能性があります。後述 3) を参照してください。

3) 関連する利益が多様であること

一般的な医療紛争において対象とされる利益は、主に患者の生命、健康、身体の完全性、自己決定権です。これらの利益の侵害は、訴訟では、生命侵害や健康侵害を根拠とする財産的・精神的損害の賠償請求および適切なインフォームド・コンセントが実施されなかったことに基づく精神的損害の賠償請求というかたちで現れます。これに対し、美容医療の紛争では、患者の生命、健康、身体の保護だけではなく、不当な契約

からの解放、サービスの対価として支払った金銭の返還も対象になります。また、説明義務違反の事例についても、自己決定権侵害による慰謝料だけではなく、支払った手術費用自体を財産損害として請求する事例がみられます*10。

美容医療についてこのような多様性がみられる理由として、次の2点が挙げられます。まず、美容医療は自由診療によってなされるため患者の金銭的負担が大きく、診療費に関連する紛争が生じやすいことです。次に、美容医療の場合、健康維持に不可欠な医療行為ではないため、適切な説明がなされていればサービスを受けなかったと判断される場合が少なくないことです*11。実際に、美容医療については不適切な広告が多いとの実態や、実際に受けてみるまではサービスの内容の吟味が困難であるとの特徴があることからすれば、不当な勧誘によって成立した美容医療契約の拘束力から患者を解放する必要性や、長期にわたる美容医療契約の拘束力から患者を解放する必要性は高いといえます。

相談処理の際のポイント ④

美容医療の相談に際しては、消費者のどのような利益が害されているかをきちんと聞き取りましょう。

美容医療に適用されるルール

1) 医事法に関連するもの

先に見ましたように、美容医療では関連する利益が多様であるため、これに適用されるルールも多様です。

*9 内閣府消費者委員会は、2015年7月7日に、「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」を公表している。
http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/0707_kengi.html (2017年1月30日閲覧)

*10 契約の解消が扱われた裁判例としては、患者が割賦購入あっせん会社との間で包茎手術および亀頭コラーゲン注入術の治療費を立て替え払いする委託契約を締結した事案において、消費者契約法4条2項(不利益事実の不告知)に基づき立て替え払い契約の取消しを認めた事例(東京地裁平成21年6月19日判決、『判例時報』2058号69ページ、『消費者法ニュース』83号220ページ)がある。

*11 適切な説明がなされていれば豊胸手術を受けなかったと判断された事例として、東京地裁平成25年2月7日判決(『判例タイムズ』1392号210ページ)がある。

まず、美容医療も医療の一種なので、医師法や医療法に基づき、提供される医療サービスの人的・物的要件が規制されるとともに、医療機器・医薬品については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)の規制対象となります。

また、医療広告については、医療法6条の5およびこれを補充する厚生労働省の告示^{*12}により規制されています。その趣旨は、医療が人の生命、身体、健康に直接関連するため、健康被害が生じた場合には単なる財産被害の場合と比べて回復が困難である点に加えて、医療サービスは高度の専門性を有するため、広告の受け手たる患者は医療サービスの質を事前に判断することが難しいという特質を有する点にあります。

さらに、美容医療サービスと重要な関連を有する法律として、2014年11月に施行された「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」があります。従来行われてきた美容医療サービスの一部は、同法にいう「再生医療」に属しますので、同法の施行後は、再生医療を対象とする美容医療サービスは同法による規制を受けることになります^{*13}。

なお、上記の諸法令は公法に属するため、これらの違反があったとしても必ずしも消費者の救済につながるわけではありませんが、悪質な事業者であるかどうかの判断材料になるとも

に、勧誘態様や契約内容の違法性を根拠づける事実として意味をもつ場合があります。

2) 消費者法に関係するもの

(a) 特定商取引法

エステのうち、①「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術」であり、②役務提供の期間が1カ月を超え、③支払金額が50,000円を超えるものが提供される場合、当該サービスは、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当します。この場合、事業者は同法42条1項および2項に基づく書面交付義務等を負うとともに、消費者は、所定の要件を満たす限りで、同法48条に基づくクーリング・オフ権、同法49条に基づく中途解約権、同法49条の2に基づく取消権を行使することができます。

これらの規定の趣旨は、サービスは実際に受けてみなければ内容が判断できないにもかかわらず、長期かつ高額な契約に拘束させるのは適切ではないという点に求められます。この趣旨からすれば、長期にわたる高額な美容医療契約一般についても、上記と同様の規制が加えられるべきです。このような考慮に基づき、近々、美容医療サービスが特定継続的役務提供に加えられられる予定です。これにより、美容医療の一部についても、エステと同様の枠組みで規制が加えられることとなります。

もっとも、美容医療の一部を特定継続的役務提供に位置づけて規制するだけでは、現在報告されている被害の回復には必ずしも十分ではありません。というのは、サービス提供期間が1カ月以内、または支払金額が50,000円以内にとどまる美容医療については、今後も同法の規制対象にならないからです。実際に、美容医療については即日手術が強く勧められる場合が多いという現状があります。

(b) 消費者契約法

消費者契約法2条1項において、消費者とは

^{*12} 「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/jikou.pdf>

^{*13} 同法の施行前には、白斑治療、豊胸術、毛髪の再生、アンチエイジング等のさまざまな美容医療が、再生医療の名目で行われているが(上田実『再生医療と美容』(南山堂、2007年)43ページ以下)、同法により再生医療の実施に広範な規制が加えられた結果、同法の施行後は、再生医療をうたう美容医療サービスはある程度減少しているように見受けられる。なお、従来のわが国における再生医療ビジネスについては、対象となる再生医療の有効性が確認されていないだけでなく、安全性も確保されていない場合が多数存在している。このことに照らせば、再生医療をうたう美容医療サービスについては、違法な勧誘と評価される疑いのあるケースがほとんどであると考えられる。2015年5月には、未確立の再生医療を実施するに当たっての説明義務違反を根拠として、慰謝料の賠償を認めた判決(東京地裁平成27年5月15日判決、『判例時報』2269号49ページ)も下されている。

事業と無関係に契約の当事者になる個人であると定義されています。この定義からすれば、美容医療契約にも消費者契約法が適用されることとなります。消費者契約法制定時の議論においても患者が消費者であることは当然の前提とされており*14、近時、美容医療に属する亀頭コラーゲン注入術等の診療報酬の立て替え払い契約を対象として、消費者契約法4条2項に基づく取消しを認めた裁判例も表れています*10。現在のところ、美容医療契約について消費者契約法の適用を認めた裁判例はこの1件だけですが*10、美容医療については、従来から不当勧誘や不当条項が多数報告されていることに照らせば、潜在的には、同法に基づく契約の取消しや条項の無効が認められるケースは少なくないと思われます。

相談処理の際のポイント ⑤

美容医療契約については、不当勧誘や不当条項が多数報告されていますので、そのような場合は消費者契約法を活用していきましょう。

今後の展望

先に指摘しましたように、美容医療サービスにはさまざまな利益が関連しますので、美容医療サービスを独立したカテゴリーに分類して統一的な規制を考えることは難しいと思われます。しかし、美容医療サービスは、最も重要な法益*15である生命、健康、身体と直接に関連するサービスであることと併せ、高額な診療費をめぐる紛争が多発している現状が不適切であることは言うまでもありません。今後、特定商取引法、消費者契約法、景品表示法などの現行

規定を活用して悪質な事業者を排除するとともに、より厳格な広告規制や勧誘規制、契約の拘束力からの解放に向けた法制度の確立が望まれます。

とりわけ美容医療については、インターネット上のホームページや新聞の折り込みチラシなどで、明らかに不当ないし違法な表現が用いられている事例が少なくありません。これらの広告が消費者契約法にいう「勧誘」に該当するか否かは、従来必ずしも明らかではありませんでしたが、近時、最高裁平成29年1月24日判決は、事業者等による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが消費者契約法12条1項および2項にいう「勧誘」に当たらないということとはできない、との判断を示しています*16。この判決により、今後は、不当・違法な広告が用いられた事例については、消費者契約法に基づく取消しが認められる可能性が大きく広がったといえます。

相談処理の際のポイント ⑥

美容医療については、ホームページやチラシに不当・違法な表現が用いられているケースが多数存在します。そのような場合、上記の最高裁判決を活用して、消費者契約法による解決を考えてみましょう。

*14 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説 消費者契約法』(商事法務、2000年)16ページおよび18ページを参照。

*15 法律によって保護される利益

*16 最高裁ホームページ(http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=86454)参照(2017年1月30日閲覧)。